防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

平成二十八年十一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十二号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十四条の二第二項中「十二万九千三百円」を「十三万八百円」に改める。

第二十五条第二項中「十一万千八百円」を「十一万三千三百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二十五条の二第二項中「九万八千五百円」を「十万円」に改め、同条第三項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	199,500	328,200
	2	201,200	330,400
	3	202,900	332,700
	4	204,600	334,800
	5	206,400	337,100
	6	208,100	339,300
	7	209,800	341,600
	8	211,400	343,900
	9	213,200	345,800
	10	215,100	347,900
	11	217,000	350,100
	12	218,900	352,200
	13	220,600	354,300
	14	222,600	356,300
	15	224,600	358,300
	16	226,600	360,300
	17	228,500	362,100
	18	231,200	364,000
	19	233,900	366,000
	20	236,600	368,000
	21	239,200	369,700
	22	242,000	371,600
	23	244,600	373,500
	24	247,300	375,400
	25	249,800	376,800
	26	252,300	378,600
	27	254,800	380,400
	28	257,100	382,300
	29	259,800	384,200
	30	262,200	386,100
	31	264,400	388,000
	32	266,600	390,000
	33	268,800	391,700
	34	271,000	393,400
	35	273,200	395,000
	36	275,200	396,800
	37	277,500	398,000
	38	279,500	399,500
	39	281,400	400,900
	40	283,400	402,300
	41	285,200	404,000
	42	287,600	405,400
	43	289,900	406,700
	44	292,400	408,200